

【取扱店登録期間：令和6年8月5日～令和7年3月31日】

「沖縄商工会議所地域商品券」取扱店登録申請書兼同意書

取扱店登録申請にあたり「令和6年度沖縄商工会議所地域商品券事業」募集要項及び遵守事項に同意します。

申請日：令和 年 月 日

事業所情報	事業所名 会社名		代表者名	
担当者情報	担当者名		連絡先	
店舗情報 ※※※ 取扱店 一覧に 掲載 します ※※※	店舗名		T E L	
	所在地		F A X	
	U R L			
	取扱商品		業 種	
<input type="checkbox"/> 売場面積1,000㎡以下 / <input type="checkbox"/> 売場面積1,000㎡以上 ※共通券(A)のみの取扱				

【遵守事項】

1	取扱店は、「沖縄商工会議所地域商品券」を消費に使用せず現金化することや、受領した「沖縄商工会議所地域商品券」を他の取扱店で使用することはできません。
2	「沖縄商工会議所地域商品券」の換金申込につきましては、商品券裏面に事業所名・受取日を必ず記入してください。※過年度分の商品券は換金できません。
3	「沖縄商工会議所地域商品券」額面以下の利用であってもお釣りはお渡ししないでください。
4	店舗独自に「沖縄商工会議所地域商品券」の利用対象外となる商品等を定める場合は、利用者があらかじめ認識できるよう明示してください。
5	明らかに偽造された「沖縄商工会議所地域商品券」と判別できる場合は、受け取りを拒否するとともに、その旨を発行者（沖縄商工会議所）までご報告をお願いします。
6	換金性の高い商品（図書券、他の商品券、ビール券、プリペイドカード、切手、印紙、金・銀・プラチナ等）の購入には使用できません。
7	発行者（沖縄商工会議所）が、取扱店舗及び関係機関への調査・照会が必要と認めたときは、これに同意し協力すること。
8	取扱店登録及び同意書等に違反する行為が認められた場合や、虚偽が認められた場合は換金拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は、損害賠償金を請求する場合があります。
9	令和6年度「沖縄商工会議所地域商品券事業」募集要項に沿った事業を行うものとする。
10	現在及び将来にわたり反社会的勢力に該当しないこと。また反社会的勢力等と密接な交友関係にある者と関係がないこと、暴力的な要求行為等を行いません。

振込指定口座情報

振込先			銀行 信用金庫						支店
	口座種別	普通・当座	口座番号						
	(フリガナ) 口座名義								

※ご記入いただいた口座情報は「沖縄商工会議所地域商品券」の換金手続きに関する業務に利用いたします。